

敦賀市中池見湿地保全活用協議会
令和元年度第三回会議 議事要旨 (R1. 10. 28 開催)

1. 前回議事録（議事要旨）の確認

特段、意見は無かった。

2. 条例案の検討

[まとめ]

- 施設の設置及び管理条例案について、第二回会議を踏まえた事務局案を協議会出席者において合意できた（12月議会に上程し、令和2年4月から運用開始したい旨、事務局説明）。
- ただし、運営詳細については継続議論することとし、次回は令和2年3月の協議会会議にて検討することを確認した。

[協議会構成員意見]

①条例案への心配の声

- ・ 条例の目的に「ラムサール条約」の語がなく寂しい。誇るべきこととして入れるべき（会員）。
←事務局説明：「ラムサール条約」は略称であるため条文挿入は適当ではなく、一方、正式名称では内容がわからない。そこで、「国際的にも重要」であることを記載。
- ・ 市内の他の置条例では職員を配置する旨を記載している。条例に書いていないことで職員を配置しないことが発生することが想定され、心配（会員）。
←事務局説明：条例により異なり、県年縞博物館の設置条例にも記載はない。設置条例の内容を実施するためには職員を配置することが当然であり記載は省略。

②施設利用料についての意見

- ・ 展示スペースの位置、利用料の根拠がわからない。お弁当を食べるにも料金が要るのか。学校団体の利用にも利用料の支払を求めるのか（会員）。
←事務局説明：利用料支払いは、占有の状態に対して求めるものである。学校団体については減免措置が可能（利用申請は必要）と想定している。
- ・ 他県の施設でトイレ使用料が必要との情報もあった。施設運営継続のため、使用料、あるいは協力金として、支払いを求めることはあってよいのではないかと（会員）。
- ・ 「ギャラリー」として、広さとそれに応じた料金を設定する方法であり、自分自身の生業としても国内各地で利用している。案として示された金額は、むしろ安価（会員）。
- ・ 事務局案として示された施設使用料の案は、公共施設として妥当と思う（会員）。
- ・ 駐車料金を徴収する方法もあるように思う。一般の車両は無理にしても、団体利用として来園する大型バスを対象にした徴収方法もあると思う（会員）。
- ・ 中池見湿地でイベントを開催する際、主催者に協力金を求める方法もあると思う（会員）。

3. 施設運営詳細案

[まとめ]

- スロープカーの停止に関する事項、冬期閉館時に関するより具体的な運営方法について、今後も議論を継続することを確認した。

[協議会構成員意見]

①設備の利用

- ・ コピー・ファックス機は、料金負担で使用可能とすると利用者の利便性が向上する（会員）。
- ・ 物販推進のためには、中池見湿地をもっと外部の方に知ってもらう真剣な努力が必要（会員）。
- ・ 現在設置してある水槽はどうするのか？（会員）

←事務局説明：市の所有物ではあるが、希望により貸出することは可能としたい。

なお、生体展示は委託業務には含まれていない。

②利用者動線の検討

- ・ スロープカーが使えないとイベント時に不便（会員）。
- ・ 足腰の弱い方、小さい子供連れの家族にとっては、スロープカーが無いと不便（会員）。
- ・ 樫曲側ルートは路肩が弱く、幅も狭くて車両で離合できず、積極活用には疑問（会員）。
- ・ 緊急車両の通行ができるかどうか、心配（会員）。
- ・ 自然公園の中は、一般にアクセスが悪いものでもある。利便性が高くなると軽装すぎる利用者が増えたりオーバーユースになるという悩みも発生する。自分自身としては、この施設にスロープカーはととてもぜいたくな設備だと思う（会員）。

←事務局説明：スロープカーの廃止と代替措置について、案を固めたい。樫曲ルートの積極利用を検討したい。

③冬期閉館について

- ・ ワークスペース設置は良い考えだが、そうであれば、なお、冬期閉館時の利用を再度見直し、市民に使いやすい施設にすべき。ボランティアスタッフ活用も期待できる。冬期こそ、古民家は囲炉裏に火を焚くことや、ストーブを活用するなどして冬の魅力を伝えたい（会員）。

←事務局説明：ボランティアスタッフだけを配置することは不可能。

4. その他

- ・ 中池見ねっとよりイベント案内があった。

5. 今後の予定

- ・ 12月：本協議会で議論した条例案を議会に上程。
- ・ 3月：第四回協議会を開催（運営詳細のつづきの議論）。